

口座振替ご利用の方へ大切なお知らせ

「**軽自動車税納税証明書**」の **郵送廃止について**

本市の税務行政におきましては、日ごろ格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年1月より、軽自動車税の納税情報は、軽 JNKS(ジェンクス)というオンラインシステム上で確認できるようになりました。これまでは軽自動車の車検(継続検査)の際に、軽自動車税(種別割)の納税証明書を提示する必要がありましたが、このことにより納税証明書の提示は、原則不要となっております。

そのため、口座振替をご利用の方に、はがきで郵送しておりました「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」につきましては、令和8年度から廃止させていただきますので、ご理解のほど、お願いいたします。

ただし、以下の場合は従来どおり納税証明書が必要ですので、市役所窓口または市内各出張所で交付申請してください。

納税証明書が必要となる場合

- 納付したばかりのため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合
(納付方法によっては、納付情報が軽 JNKS に登録されるまで日数を要する場合があります。)
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市町村へ引っ越した直後の場合
- 対象車両に過去の未納がある場合

また、上記に当てはまらない場合でも、車検を依頼するディーラーもしくは整備工場等によっては納税証明書の提出が必要な場合がありますので、事前に車検依頼先へご確認ください。

問い合わせ先

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

富谷市役所 税務課

TEL/022-358-0518 Mail/zeimu@tomiya-city.miyagi.jp

